

○島田市団体用バス運行事業実施要綱

平成17年5月5日
告示第82号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内会、老人クラブ等の団体の活動の増進を図るため、市がその所有するバスを利用して実施する団体用バス運行事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(平22告示179・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において「団体用バス」とは、市が所有する自家用自動車であって、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する大型自動車又は中型自動車であるもののうち、市長が指定した車両をいう。

(平22告示179・一部改正)

(対象団体)

第3条 事業の対象団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 町内会、老人クラブ及び子ども会
- (2) 島田市身体障害者福祉会その他の福祉団体
- (3) 島田市体育協会及びその加盟団体
- (4) 島田市文化協会及びその加盟団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

(平22告示179・一部改正)

(運行の範囲)

第4条 団体用バスが運行する範囲は、島田市役所を中心として半径40キロメートル以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(運行時間)

第5条 団体用バスの運行は1日単位とし、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、緊急の場合又はやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(運休日)

第6条 団体用バスの運休日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。

- (1) 月曜日及び火曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 市長が管理上必要と認める日

(平22告示179・平25告示173・一部改正)

(利用定員等)

第7条 事業の利用定員は、17人以上28人以下とする。ただし、これによることが困難な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の利用定員を算定する場合において、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第53条第2項の規定は、適用しない。

3 6歳未満の者は、団体用バスに乗車することができない。

4 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する道路及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路を利用する場合における利用定員は、第1項の規定にかかわらず、座席ベルトのある座席数を上限とする。

(平22告示179・全改、平27告示19・一部改正)

(利用の調整)

第8条 事業を利用しようとする団体の代表者は、事業を利用しようとする日（以下「利用予定日」という。）の6月前の日の属する月の初日から利用予定日の4月前の日の属する月の末日までの間に、電話その他これに準ずる方法により事業の利用の予約を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業の利用の予約が行われたときは、その内容が第3条から前条まで及び第10条の規定に照らして適切であることを確認し、当該団体を事業を利用することができる団体として指定するものとする。この場合において、同一の利用予定日について2以上の団体が事業の利用の予約を行ったときは、当該利用予定日の属する年度における事業の利用の回数が最も少ない団体（当該団体が2以上ある場合にあっては、当該団体のうちから抽選により選定された団体）を当該利用予定日において事業を利用することができる団体として指定するものとする。

(平22告示179・全改、平25告示173・一部改正)

(利用の申込み及び承諾)

第9条 前条の規定による指定を受けた団体の代表者は、利用予定日の2月前の日の属する月の末日までに、団体用バス運行事業利用申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(1) 企画書、プログラムその他の事業の利用の目的及び内容が分かる書類

(2) 利用者名簿（団体用バスに乗車する者の全員の氏名、住所及び年齢を記載したもの）

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、事業の利用を承諾するときは、団体用バス運行事業利用承諾書（様式第2号）により当該申込みを行った団体の代表者に通知するものとする。

3 市長は、団体用バスの管理上必要があると認めるときは、前項の規定による承諾に際

し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する期日後において事業の利用の予約が行われていない日がある場合は、事業を利用しようとする団体の代表者は、利用予定日の14日前までに第1項の規定による申込みを行うことができる。

(平22告示179・全改、平27告示19・一部改正)

(承諾の基準)

第10条 事業の利用の承諾の基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業を利用しようとする団体の過去の事業の利用状況が良好なものであること。
- (2) 事業を利用しようとする団体の活動が営利を目的としないものその他事業の実施にふさわしいものであること。

(平22告示179・全改)

(承諾の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、承諾を取り消すことができる。

- (1) 第9条第2項の規定により事業の利用の承諾を受けた団体(以下「利用団体」という。)が偽りその他不正な手段により承諾を受けたとき。
- (2) 利用団体がこの要綱又は承諾の際に付された条件に違反したとき。
- (3) 悪天候その他のやむを得ない事情により団体用バスの運行に支障を生ずると認められたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、団体用バスの管理上特に必要と認められたとき。

(平22告示179・一部改正)

(遵守事項)

第12条 利用団体は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用者数、運行の経路その他承認を受けた内容に変更がある場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (2) 目的地において駐車場の確保を必要とする場合は、あらかじめ駐車場を確保しておくこと。
- (3) 有料道路又は有料駐車場を利用する場合は、その料金を負担すること。

2 団体用バスに乗車する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 車内を清潔に保つこと。
- (2) 車内で喫煙又は飲食をしないこと。
- (3) 車内に引火物その他の危険物を持ち込まないこと。
- (4) 車内に動物の類を持ち込まないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が団体用バスの管理のためにする指示に従うこと。

(平22告示179・一部改正)

(利用団体等の義務)

第13条 利用団体の代表者は、事業の利用が終わったときは、団体用バス利用簿に必要事項を記載しなければならない。

2 団体用バスに乗車する者は、事業の利用が終わったときは、車内の清掃をし、ごみを持ち帰らなければならない。

(平22告示179・一部改正)

(事故の解決)

第14条 市長は、事故が発生した場合は、自動車損害賠償責任保険及び全国市有物件災害共済会自動車損害共済が定める規定に基づき、全国市有物件災害共済会及び事故の当事者と協議して、その解決に努めるものとする。

(損害賠償)

第15条 利用団体は、故意又は過失により団体用バス及びその装備品等に損害を与えた場合、その賠償の責任を負う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の公示の日の前日までに、合併前の島田市団体用バス運行事業実施要綱（平成17年島田市告示第24号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月31日告示第103号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月4日告示第179号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条及び第9条の規定は、平成23年4月1日以後における団体用バス運行事業の利用に係る申込み及び承諾から適用し、同日前における団体用バス運行事業の利用に係る申込み及び承諾については、なお従前の例による。

附 則（平成25年8月30日告示第173号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条及び第8条の規定は、平成26年4月1日以後における運休日及び団体用バス運行事業の利用に係る申込みから適用し、同日前における運休日及び団体用バス運行事業の利用に係る申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月27日告示第19号）

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 施行日以後における団体用バス運行事業の利用に係る申込み、承諾その他の行為については、この告示の施行前においても改正後の島田市団体用バス運行事業実施要綱の規定により行うことができる。

（経過措置）

3 この告示の公示の際現に利用の申込みがされている施行日以後における団体利用バス運行事業の利用定員については、なお従前の例による。